

プレスリリース [2023年11月1日]

(計1枚)

**町田市物価高騰対策事業者給付金の申請期間を延長します！**

9月1日から市と町田商工会議所が連携して実施している「町田市物価高騰対策事業者給付金」について、より多くの市内中小企業者等への支援を行うため、給付金申請期間を1か月間延長します。

**■事業概要**

物価高騰の影響を受ける市内中小企業者の事業継続及び経営安定のために、直近1年間に支払った水道光熱費（電気料金、ガス料金、水道料金）及び燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油等）に要した経費に応じて最大10万円の給付金を支給します。

**■延長の内容**

給付金申請期間を、以下のとおり延長します。

	変更後	変更前
申請期間	9月1日（金）～ <u>11月30日（木）</u>	9月1日（金）～ <u>10月31日（火）</u>

**■申請先**

町田商工会議所 町田市物価高騰対策事業者給付金事務局

住所：町田市原町田6-4-1 町田東急ツインズ ウエスト7階 JTB内

電話：042-739-3008

受付時間：（窓口）平日午前10時から午後5時

（電話）平日午前9時から午後5時

**■給付金詳細について**

町田市物価高騰対策事業者給付金ホームページ

<https://machidacci.jp>

**■本件に関するお問い合わせ先**

経済観光部産業政策課長 村上

経済観光部産業政策課担当課長 渋谷

TEL 042-724-3296

